

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要
(労働安全衛生法関係法令の資格証における
旧姓等の併記について)

令和 3 年 2 月 1 日
労働基準局安全衛生部計画課

改正の趣旨

- 「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うこととされ、さらに「女性活躍加速のための重点方針2020」（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう現状把握及び関係機関等への働き掛けを行うこととされた。

（参考）女性活躍加速のための重点方針2020（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）抄

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

……希望する者に係る住民票やマイナンバーカード、運転免許証への旧姓併記が可能となったことを踏まえ、制度が認知され活用されるよう、広報・啓発活動を実施する。旅券について、令和2年度中に旧姓の併記の申請が容易になるよう取り組む。また、旅券所持人及び渡航先当局に混乱が生じることがないように、旧姓を含む別名の記載方法について解りやすく改めるよう取り組む。女性就業者比率が高い保険募集人について、令和2年度中に旧姓の登録も可能となるよう取り組む。銀行口座等の社会の様々な場面や各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう、各種国家資格等における旧姓使用の現状を幅広く把握するとともに、引き続き関係機関等に働き掛けを行う。

- また、同様に、在日外国人を中心として日本人らしい通称を使用して活動することのニーズがあり、これに対応する必要もある。さらに、現代においては、性同一性障害者等への配慮も求められている。
- これらを踏まえ、ボイラー技士等の免許証等の資格証について、旧姓を使用した氏名や通称の併記を可能とし、性別欄を削除するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「コンサル則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）について所要の改正を行うこととしたもの。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」改正概要 (労働安全衛生法関係法令の資格証における旧姓等の併記について)

- 安衛則等で定められた免許証等の資格証の様式及びその交付手続等に係る各種様式について、旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望の有無及び併記する旧姓等の記入欄を設ける。
- 免許証（安衛則様式第11号）の性別欄は削除することとし、これに併せて免許に係る各種申請書（様式第12号及び様式第13号）においても性別選択欄を削除することとする。

(免許・免許証再交付)申請書
(免許証書替・免許更新)申請書

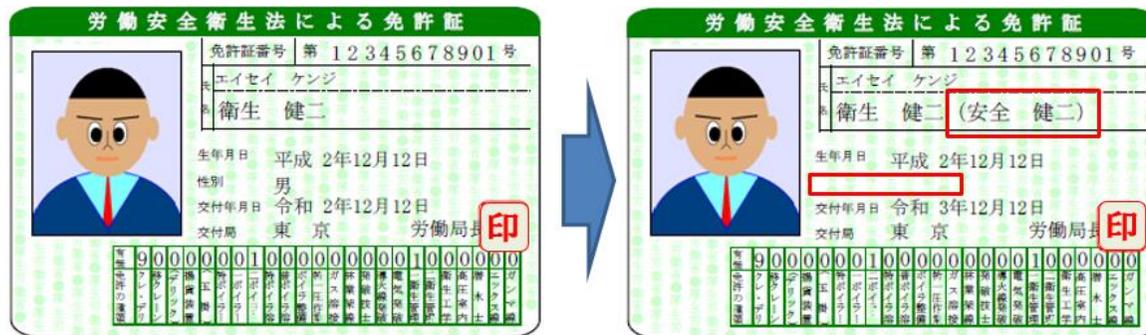
写真欄 (24mm×30mm)
写真は、申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、はり付けること。

| | |
|--|---|
| ①申請の区分 1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新 <input type="checkbox"/> | ②新規に申請する免許の種類 新規に免許を申請する者のみ記入すること。 裏面備考 8を参照。 <input type="checkbox"/> |
| フリガナ (姓) | (名) |
| 申請者氏名 | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 |
| フリガナ | |
| 住所 | 〒 (-) 電話 () |
| 勤務先等連絡先 | 勤務先等所在地 〒 (-) 電話 () |
| ③氏名(姓をカタカナで記入すること。) | |
| ④氏名(名をカタカナで記入すること。) | |
| ⑤郵便番号 | ⑥生年月日 年 月 日 |
| ⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 1.無 2.有 数字 ↑ | ⑦-2 併記を希望する氏名又は通称 |
| ⑧住所 | ⑨送付先希望 0.住所と同じ 1.住所異なる 裏面備考 10を参照。 |
| ⑩送付先希望 0.住所と同じ 1.住所異なる 裏面備考 11を参照。 | |

性別欄は削除

併記の希望の有無記入欄

併記する旧姓等の記入欄



- 労働安全・衛生コンサルタント登録証（コンサル則様式第3号の2）及び作業環境測定士登録証（作環則様式第2号）で旧姓等の併記を可能とすることに伴い、コンサル則第16条及び作環則第6条を改正し、登録事項に旧姓等を加える。
- この省令案による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による資格証が引き続き有効であることを担保するための経過措置を設けると共に、旧様式による申請書等については当分の間取り繕って使用することができることとする経過措置を設ける。

【公布日】令和3年2月（予定）

【施行期日】令和3年4月1日。ただし、技能講習及び運転実技教習に係る様式の改正（具体的には、安衛則様式第15号から様式第18号までの受講申込書・修了証・再交付等申込書）については、令和4年4月1日。（予定）